

決算特別委員会会議録

日時 平成23年10月14日(金) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時11分

場所 北別館507会議室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 山田 一功
委員 前島 茂松 皆川 巖 武川 勉 望月 清賢
鈴木 幹夫 望月 勝 白壁 賢一 齋藤 公夫
山下 政樹 早川 浩 永井 学 飯島 修
望月 利樹 安本 美紀 小越 智子

委員欠席者 土橋 亨

説明のため出席した者

知事政策局長 平出 亘 知事政策局次長 岩波 輝明
知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 山下 誠
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 松谷 荘一
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 渡辺 祐一
知事政策局参事 桐原 篤 知事政策局東日本大震災支援対策室長 駒井 和彦

森林環境部長 中楯 幸雄 林務長 深沢 侑企彦 森林環境部次長 深尾 嘉仁
森林環境部技監 安富 芳森 森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 宇野 聡夫
森林環境部参事 窪田 敏男 森林環境総務課長 小野 浩
環境創造課長 小林 明 大気水質保全課長 宮本 英敏 環境整備課長 守屋 守
みどり自然課長 石原 三義 林業振興課長 中山 基 県有林課長 江里口 浩二
治山林道課長 沢登 智

会計管理者 笹本 英一 出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉
管理課長 古屋 金正 工事検査課長 風間 達夫

観光部長 後藤 雅夫 観光部理事 山本 一 観光部次長 堀内 久雄
観光企画・ブランド推進課 望月 洋一 観光振興課長 茂手木 正人
観光資源課長 芹沢 正吾 国際交流課長 古屋 正人

議会事務局次長 久保田 克己 議会事務局総務課長 鈴木 茂久

監査委員事務局長 広瀬 猛 監査委員事務局次長 飯島 幸夫

労働委員会事務局長 石合 一仁 労働委員会事務局次長 酒井 研一

総務部長 田中 聖也 防災危機管理監 安藤 輝雄 総務部理事 小幡 尚弘
総務部次長 田中 宏 総務部次長(人事課長事務取扱) 原間 敏彦
職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子 税務課長 上小澤 始
管財課長 佐藤 佳臣 私学文書課長 大堀 道也 市町村課長 伊藤 好彦

消防防災課長 宮原 健一

人事委員会事務局長 藤原 一治 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸

議題 認第1号 平成22年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 平成22年度山梨県公営企業会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 まず議席の指定を行い、別紙着席表のとおり指定した。
午前10時3分から午前10時23分まで会計管理者及び出納局次長から概況説明を受けた後、午前10時24分から午前11時58分まで知事政策局、森林環境部及び出納局関係、午後1時5分から午後2時9分まで観光部、議会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係、午後2時25分から午後3時11分まで総務部及び人事委員会事務局関係の部局審査を行った。

質疑 知事政策局、森林環境部、出納局関係

(経済財政会議と産業振興ビジョンについて)

小越委員 まず、知事政策局、先ほどお話がありました経済財政会議と産業振興ビジョンのことについて伺います。政策立案相互調整の中で経済財政会議をされたという話がありました。昨年度で経済財政会議は終わっているんですけども、どのような成果があったのかまずお示してください。

桐原知事政策局政策参事 昨年度の経済財政会議の業務の内容という御質問だと思います。昨年度につきましては、経済財政会議については2回開催いたしまして、1回は、行政改革の取り組み状況について御報告を申し上げて、御意見をいただいた。もう1回は、昨年度、当局で産業振興ビジョンを策定しておりましたので、この会議で、産業政策に対する全般的な意見をいただくということも当初の目的でございましたので、産業振興ビジョンの策定に対して御意見をいただいたという内容でございます。以上です。

小越委員 昨年度、産業振興ビジョンも行ったと先ほどお話がありました。産業振興ビジョンのほう経費は多くかかっているんですけども、経済財政会議でも産業振興ビジョンの意見を聞いたとなりますと、経済財政会議と産業振興ビジョンがダブっているのではないのでしょうか。内容がダブったのではないかなと思うんですけども、いかがですか。

桐原知事政策局政策参事 産業振興ビジョンにつきましては、各専門の皆さんにお集まりいただいて、策定に対する多くの検討をしていただいたというのが内容でございます。今、御質問の経済財政会議につきましては、その進行状況に対して全般的な御意見をいただいたというふうな状況でございます。以上です。

小越委員 先ほど成果のことをお聞きしたけれどもお返事がなかったんですけども、去年で経済財政会議をやめて、産業振興ビジョンのところで終わっているんですけども、経済財政会議の成果というのはどのようなことがあったんですか。

桐原知事政策局政策参事 経済財政会議については19年度から発足させていただきましたけれども、4年間の中で、本県の産業振興に対する御意見をいただく、また、行政改革の

取り組みに対する御意見をいただくということで、その御意見をちょうだいしたというのが成果でございます。以上でございます。

小越委員 経済財政会議は去年でもうやめているんですけども、なぜやめたんですか。

桐原知事政策局政策参事 経済財政会議につきましては、民間の視点や発想を県政運営に反映させるということで、特に行政改革の取り組みとか、産業振興につきまして御意見をちょうだいするということが目的でございました。産業振興ビジョンについて策定も終わったということも1つございます。また、行政改革大綱についても御意見をいただいているということもございますので、所期の目的を達したということで昨年度末で廃止をしたところでございます。

その1つの理由といたしますと、今回、第2期のチャレンジ山梨行動計画の策定をいたしました、その中で、行政改革大綱につきましても、チャレンジ山梨行動計画の中で一緒に策定をするということにいたしまして、行政改革についての御意見はその計画審議会のほうでいただくというふうな変更になりましたこともありまして、経済財政会議については廃止させていただいたところでございます。以上です。

小越委員 産業振興ビジョンをつくったり、行革のことは行革でやったりしているので、この4年間、経済財政会議がほんとうに必要なのかなと私は思っています。

次に、森林環境部の主要な成果説明書のところに、素材生産のことが載っております。そこで、素材生産量が、進捗状況に対してたしか560%ぐらい伸びている。進捗率560、昨年度の決算でも600ぐらいあったんですけども、このように伸びているのはどうしてなのでしょう。

中山林業振興課長 ただいまの御質問でございますが、需要の伸びた理由としましては、近年の米材——アメリカからの材木、または北洋材、また、製紙用等のチップ原料の輸入の減少により、国内の大手製紙会社及び製材関連企業等が国産材への転換をする中で、県産材の供給量が上昇に転じているということでございます。以上です。

(県産材について)

小越委員 主要な成果の33ページに書いてある素材生産量、進捗率541.2%、たしか昨年の21年度のところは600幾つあったと思います。大手製紙会社の国産材のところでチップがふえたというんですけども、そうしますと、チップでなく、製材でいったほうがお金は高いと思うんですけども、どうなのでしょう。

中山林業振興課長 ただいまの御質問でございます。製材のほうにつきましては、県内の製材用の素材の生産量についてはおおむね例年どおりでございます。チップのほうはふえた。単価的には確かにチップよりも製材のほうが高うございますが、需要としてチップの量がこれだけあったということでございます。

小越委員 ということは、この33ページの現況値のところは、ほとんどが製材が変わらないということであれば、チップがふえたというだけで、素材がこれだけふえていったということの理解でいいですか。

中山林業振興課長 そのとおりでございます。

小越委員 チップがふえるのもいいかもしれませんが、原価的、価格的には、製材の

ほうがかなり金額的にはいいと思うんです。これからの林業のことを思っていくのであれば、この数値目標達成状況に素材生産量はチップも含めて書くよりも、私は製材として出たものがどのくらいの進捗状況になっているのか示してもらいたいです。それはわかりますか。

中山林業振興課長 行動計画自体の目標が製材木材生産量となっておりまして、その中で製材だけの目標はつくっておりません。ただ、製材の供給量につきましては、20年、21年、22年ともに同等の数量でもって推移をしております。以上です。

小越委員 ということは、この素材生産で、チップがふえるのは少しいかもかもしれませんけれども、そんなに大きな成果というよりも、製材そのもの、角材でどのように材が流れていくかというのを私は大きく取り上げてもらいたいと思います。それについてはどのような政策が行われ、どんな成果があったんでしょうか。

中山林業振興課長 その点につきましては、森6ページの下段のほうにございます県産材の安定供給と新たなマーケットの開拓ということで、今、関係者でもって、県内の素材の需要量または生産量の情報交換をしております。そういった施策の中で、製紙会社等との情報交換の中でもって、県内の木材生産がふえていると。

成果説明書36ページでございます。成果説明書の36ページの9番目の県産材の安定供給と新たなマーケットの開拓ということで、林業振興事業費24万1,000円をいただいております。その中で、今おっしゃるように、県産材の安定供給促進のために、県内産においての拠点を中心に、情報分析と需給情報の分析、提供を進め、また、他県との連携による広域流通対策、販売促進の環境整備を行い、この中でチップの需要増等についてもさまざまな情報交換をする中で、チップの生産量が増加することができたということでございます。以上です。

小越委員 チップの生産もふやしてもらっただけじゃなくて、角材として、例えば甲斐の家をどうするかとか、そういうところはどのような活動をされて、どんな成果があったのか聞きたいのですが。

中山林業振興課長 県産材につきましては、37ページの13番の県産材の地産地消の推進のところでございます。そういった情報をもとに、県内の木材生産量を拡大するために、県産材の地産地消の実施を進めております。その中でどのようなことをやっているかと申しますと、県産材住宅の利用促進の取り組みに対して、ラベリング材等の供給、また、段階的に県産材の内装材の提供、また、県産材の利用促進のために必要な調査、研究、開発等の募集などを行っているところでございます。以上です。

小越委員 主要成果のところ県産材内装材提供戸数47戸と書いてありますけれども、やはりこれだけじゃ少ないと思うんです。県産材への需要や、それから、県産材で家をつくるということで、やっぱり材を流す、流通させる、川上から川下、そのところにやはりもっと力点を置いていただいて。流域木材安定供給会議の開催もやっていますけれども、チップはもちろんかもしれませんが、チップだけではなく、単価の高い、原価からして高い、角材として、製材として、県内、それから、県外に流れるようなシステムをぜひつくってもらいたい。需要は確かにあると思います。新聞報道でも、県産材へ需要が高まっている中では、47戸とかいうのは、少ないと思うんです。大型公共施設も1施設というだけでは、そのところをもう少し検討していただきたいと思っております。

(森林環境部所管の収入未済額について)

山田委員 一般的なことでまず1点目をお願いしたいんですが、予算減額に対する調定額のところを、どこの担当課でもいいので教えていただけますか。

石井委員長 何の資料の何ページか明確に質問してください。

山田委員 森林環境部全体についてのところで、森2ページにあります収入未済額です。それから、特に森2の収入未済額。この後、特別会計も同じことで、未済額の質問をさせていただきます。特に森3ページのところにある雑入の2億3,000万、さらにその上の雑入4,092万1,000円のこの内訳をまず教えていただきたいと思います。

小野森林環境総務課長 雑入のうちの収入未済額並びに雑入として入ってきたものということだと思います。森3ページの一番下に書いてございます収入未済額2億3,400万円余でございますが、この内訳は先ほど説明をさせていただいたとおりでございますが、北杜市の日向処分場におきます、県の代執行した金額がございまして、この額が1億9,200万円ほどございまして。それ以外にも、戻入していただく補助金のまだ入っていない金額が3,000万円ほどございまして。あと、細かいものでございまして、上九一色村におきます不法投棄によりまして代執行経費等が入っております、合計で2億3,400万円ほどになっております。

山田委員 この収入未済額がその後不納欠損額になるおそれを私は一番心配しているんですが、そのことの予想というか、今言うように、代執行がしっかり収入としていずれ入ってくるのかどうか。当然入ってくれなければ困るわけですが、そのおそれを非常に危惧するんですが、その件についてお答えをいただけますでしょうか。

守屋環境整備課長 先ほど、3ページの一番下、収入未済額2億3,400万円余の金額のうち、約2億円が産業廃棄物の違法な埋め立てを、これは生活環境保全上支障があるということで、措置命令等を行い、業者に適正な処理をするよう促したところが、できないということで、県のほうで行政代執行をしたという経緯がございまして、これは総額約2億円。一番大きいのは、先ほど環境総務課長が話したとおりの約1億9,200万円の件でございます。約3件でございます。

それで、例えば1億9,200万円の件でございますが、執行した後、当然、本来執行すべき業者に請求しておりますが、その当時の代表取締役あるいは会社等に預金の差し押さえ、あるいは定期的に預金の調査をしておりますが、現在、代表取締役も行方不明となっております。今後、定期的に金融機関等の調査をすることか、代表取締役の行方がわかった時点で請求をすることかというように、定期的にそのような収入未済額の確保ができるよう努めているところでございます。

山田委員 県としてはやらなければならないことだったので、あまり厳しいことも言いにくいんですが、それは結局、歳入欠損になるということの理解でいいんでしょうか。

守屋環境整備課長 今のところ、まだとれる見込みがある限り、私どもは、先ほど申したとおり、責任者の行方を明らかにさせた時点で請求をしていくという考えでございます。

山田委員 ぜひ取りはぐれないようお願いしたいということですか。

先ほど、最初にお話ししたように、今度は森13ページになりますか、同じく収入未済額が、恩賜林県有財産特別会計、それからあわせて森19ページについて、

林業木材産業改善特別会計、それぞれ収入未済額、お答えをいただきたいと思いません。

江里口県有林課長 恩賜林県有財産特別会計の収入未済額、森13ページの3,380万円余、その内訳ですけれども、土地の貸付料が2,710万円、そのうち、清里の森の別荘地に係る賃料の関係が2,345万円等でございます。あと、雑入の収入未済額376万円のうち、その内訳ですけれども、清里の森の建物の撤去費用の293万円余が入っております。清里の森の2,700万円につきましてですけれども、毎年賃料をいただいているわけですけれども、この中には、1年おくれぐらいで収入していただくものがほとんどです。ただ、6件ほどですけれども、過年度からの未払いの部分があります。そういうものにつきましては、裁判等もした中で、適正に収入を確保できるように、電話等でやることはもちろん、直接訪問して対応できるように逐次やっております。少なくとも、その金額が少なくなるように努めているところでございます。

中山林業振興課長 林業木材産業改善資金償還金の収入未済額について御説明させていただきます。森19ページでございます。835万円でございます。これにつきましては、林業改善資金で、林業経営の近代化に必要な施設整備等に国と県で無利子で貸している資金でございます。現在、収入未済額の内訳につきましては、3件の借受人のほうからの返済が滞っておる状況でございます。この3件につきましては、現在、面談等を通して返済を促すとともに、償還計画の見直しとかを進めているところでございまして、今鋭意、償還、収入の確保に努めておるところでございます。以上です。

(道州制について)

齋藤委員 知事政策局関係でちょっとお聞きしたいんですが、知2にございます、道州制に向けた隣接都県との連携強化ということでありますが、現在、この道州制の問題がどのような形でどこまで話し合われてきたのかということをお聞きしたいと思っています。

桐原知事政策局政策参事 道州制の動向でございますけれども、道州制につきましては、平成18年ぐらいのころに道州制の具体の区割りまで出て、例えば山梨県は南関東と一緒にというふうな地図まで出て議論された時期もございましたが、ここ二、三年は、民主党政権になりまして、道州制の議論はとりあえず棚上げといいますか、まずは基礎自治体である市町村の権限の強化をするということに施策の基本が移ってございます。したがって、国における道州制の具体的な進展はここ2年ほどないというふうな状況でございます。

ただ、地方主権、地方分権に関しましては、法律で枠組みとか義務づけを縛っていたものにつきまして、順次、地方自治体のほうで条例化するというような法律とか、あるいは、平成22年に国の出先機関の権限を順次おろしていくという国のほうのアクションプランがございまして、現在、地方主権の大きな流れは、義務づけ・枠づけの廃止の話と、国の出先機関の廃止に向けた動きということでございます。

知事会のほうでは、国の出先の業務を受け皿の1つとして、各都道府県ないし都道府県の連合体というふうなものがその可能性があるということから、関東知事会のほうでは、昨年度から協議会をつくりまして、議論をしているところでございます。

齋藤委員 自民党政権のときには、道州制の問題が具体的に動いて、全国を11ブロックあるいは9ブロックに分けてというような、いろいろな案がございました。その中で、

私どもはやっぱり山梨がどこのブロックでどう位置づけされるかということに一番関心があったわけですが、確かに最近、民主党政権になって、道州制の問題はちょっと遠のいておるような状況であります。しかし、完全に消滅したわけでもないし、一部道州制の問題も議論されておるといようなことも聞きます。いうならば、知事会議でそういう話が話し合われ、資料も提供されておるといことであります。具体的にはどの程度、知事会としての意見集約がされておるのか、ちょっとその辺をお聞きしたい。

桐原知事政策局政策参事 先ほど御説明したことと関係いたしますが、今、齋藤委員からお話がありましたような、道州制の区割りといような議論は一切されていないのが現状でございます。道州制の広い意味の関連といたしますと、都道府県ないし市町村の権限を強化するために、国が義務づけをしていた法律の規定を順次地方にとというのが今の時代の流れでございます。

それからもう1つ、国の出先機関に関しましては、直轄河川、直轄国道、それから、ハローワークというふうなところが1つ具体的名前が出ておまして、それ以外には要検討という状況でございます。全国知事会のほうでは、国のほうがおろせるものをおろすというスタンスではなくて、地方のほうから、欲しいといのか、国があまりいわゆる出し渋りをせずにするべきだといことで、知事会としてはまず国の出先機関の業務のうち、こういう業務を都道府県に移譲すべきだといふうなことで議論をしてございます。

知事会のほうでもう1つ、道州制のプロジェクトチームもございまして、今申し上げたような、国のほうの道州制そのものの議論が進んでいないこともございまして、全国知事会のプロジェクトのほうは今、休止状態といふうな状況でございます。

(間伐材の利用について)

齋藤委員

次に、森林環境部の関係をちょっとお聞きします。先ほども林業振興の関係でいろいろお話に出ましたが、特に林業振興をしていく上につけて、いうならば、間伐材の有効利用が課題になっておまして、特に山梨県のB材の販売のシェアをどう進めていくかといことも課題の1つであろうと思っておりますが、その辺の現状を教えてください。

中山林業振興課長 間伐材の利用の現状につきましては、今、県内で間伐材の利用促進を進めているところでございます。まだまだ県内の間伐材の利用度は、県全体で約一五、六%しかない、あとは林地に残材として転がっているという状態でございます。これを改善するために、県では、今年度から、今まで林地でもって捨てられていたいわゆるB材とかC材を有効活用するために、合板工場での合板の資材として利用するように今、施策を進めているところでございます。そのために、間伐の実施場所に近い場所に中間的な集積場を設けまして、そこから各合板工場に直接持って行って、低コストで搬出する仕組みを今、つくっているところでございます。以上です。

齋藤委員

今現在、山梨県内での需要が非常に伸び悩んでおるとい実態を聞いております。これは、今度、山梨県がFSCの認証を取って需要を拡大しようといことで新聞記事も見ましたが、やはり企業と向き合って、企業のノウハウをある程度活用したりしていかなければ、県産材の需要拡大と間伐材の有効利用はなかなか難しいのではないかと思います。

石井委員長

齋藤委員に申し上げます。決算の審査にかかわらない事項があります。

齋藤委員 いや、その需要をちょっとお聞きしたいわけですが、どうなったのか。

中山林業振興課長 木材の需要の促進につきましては、先ほども申し上げましたように、間伐材の有効活用、また、いわゆる低コストで搬出するための機械化の促進などに取り組んでいるところでございます。あと、企業との協働した取り組み、また、企業の力をかりた取り組みにつきましては、現在1社なんですけれども、例えば県外の製材工場に持って行って、そこで加工して、また県内に持ってきた場合でも、それを山梨県の県産材とするような認証事業とか、そういったことを通じまして、県産材の普及の拡大をしているところでございます。以上です。

石井委員長 委員各位に申し上げます。決算の審査にかかわらない事項に質疑が及んでいます。部局審査は、提出された書類に基づき、決算内容について確認を行う場ですので、よろしくをお願いします。

白壁委員 さっきの江里口課長の答弁で、過年度分は収入未済に入っているよと。そうじゃないですね。現年課税分が収入未済になるわけですね。さっきそういう答弁じゃなかった。過年度分がさっきの今回の決算に書かれている、収入未済の中に書かれているって。

(富士山松くい虫侵入防止対策事業費について)

それで、森7ページの松くい虫。富士山松くい虫の侵入防止事業900万、これはどの程度のもので、これでどの程度の成果が上がったのか。これで食いとめられたのか、食いとめられないのか、どの程度の成果があったのか、これを知りたい。

宇野森林環境部技監 今、御質問いただきました、7ページの富士山松くい虫侵入防止対策の事業ということでございますけれども、こちらにつきましては、富士山山ろくのほうに、現在、松くい虫の被害がいろいろ発生してきていることもございまして、そこに松くいが侵入しないように、いわゆる保護樹帯といいますか、松林をほかの樹種に転換して、拡大しないような、いわゆる緩衝帯を設ける事業をここでは実施しているところでございます。昨年度の実績としましては、そういった森林整備を15.6ヘクタールほど、下刈りとか抜き切りとか、そういったものを実施したところでございます。

こちらの成果でございますけれども、長期的にそういったものが入ってこないよということを実施しているものでございますので、直接的な成果というのはなかなか見えづらいところはございますけれども、そういったものを時間をかけて整備していくことによって、できるだけ富士山のほうに松くいの被害が広がるのを防ぐという趣旨で実施しているところでございます。

白壁委員 この場所はどのようにやるんですか。具体的にどの辺をどの程度やっていますか。その部分だけ集中的にしたのか。

宇野森林環境部技監 場所でございますが、国道138号線沿いの北側のところで実施しています。

白壁委員 138号の北側、そこに緩衝帯というか、防護帯をつくることによって、上に行かないというふうに判断したと。138号というのはバイパスのところですね。今、松くい虫があるのはバイパスの上。バイパスのかなり上のほうに松くい虫が。下から攻めてきてはいますけれども、今、上のほうにきている。下をとめることによって移動してきた。

宇野森林環境部技監 松くい虫につきましては、低いところでもともと被害が発生したものが、最近、地球温暖化等ありまして気温が上昇しているということで、少し標高が上がってきているような状況がございます。138号線沿いに緩衝帯を設けるということによって、低いところから高いところへ上がっていくのをそこで防ごうという趣旨でつくっておるところでございます。

白壁委員 そうじゃなくて、138号というのは東西を通っている道路なんです。下のほうから上がってきて、今、大月、都留のほうから上がってきている。そこで、上のほうにもう松くい虫は飛んでいる。下のほうで防いでも、この松くい虫は上にいるわけです。例えばスバルライン沿いにこの部分を入れるとか、同じお金を使っても、成果が上がる方法でやってほしい。1本が付き始めると、またそこでどんどんふえていく。地の利がわかる人がいないと、この話が通らないのかもしれないけれども、東西に通っていて、下のほうから、大月、都留のほうから今、上がってきている。それが標高850メートル付近まで来ている。もっと上まで。ここでとめなければならぬ。この大きな部分をとめるためには、そこにブロック帯というか、それをつくる、これも1つ。でも、中で飛んでいる部分が出てくるので、このところもやらないとだめなんです。今の答弁だと、ブロック帯というか、これを植えることによって、今の松から違うものにかえることによって、そこでとめるということだけど、その点どうなっているのでしょうか。

宇野森林環境部技監 説明が若干不足して申しわけございません。今、申し上げた保護樹林帯とは別に、標高が確かに樹林帯を超えた部分、高い標高にも散発的に松くい虫の被害が既に発生が出ているところがございます。こうしたものにつきましては、個別の箇所について、伐倒とか薬剤といったものの事業を実施して、それ以上拡大しないような方策をとっておるところでございます。

白壁委員 富士山文化遺産、重要ですね。アカマツが全部やられたら、松が全部やられたら、大変なことになってしまう。それで、何とかやってほしい。
それともう1つは、前にも言っていますけれども、伐倒したものをビニール袋に置いておいて、ちょっと見ると、変なものが捨てられているんじゃないかと、そんなイメージのところがある。先ほども、これからこういうものを何とか、例えばチップにするのかどうかしれませんけれども、再利用するとか何か考えておられるようですが、松くい虫も考えているのでしょうか。それも実際に、この中の予算の900万にも入っているのですか。

宇野森林環境部技監 出先事務所を初め、そういったものができるだけ見苦しい景観にならないよという御指摘を前回もいただいたところでございます。この予算の中には、例えば伐倒したものを破砕して、林内から持ち出して処理をするという事業をやっているものも一部含まれておるところでございます。ただ、そういった事業については非常にコストもかかるということで、全面的にそれをなかなかやるわけにもいかないところはございますけれども、そういったことが少しでも進むよう、出先の事務所のほうでも、関係市町村とも連携を図りながら、そういったものが進むよう実施していきたいと考えています。

白壁委員 決算ですから、予算を聞いているわけじゃなくて、去年度こうだとか、来年度どうするのか、今、この中に入っているのか、という聞き方じゃなくて、こういうことをちゃんとやってもらっていますねと。景観がよくなっていますか、そういう成

果が出ましたかということを知っているんです。この中で全部やってくれたということですね。

宇野森林環境部技監 現在のところ、御指摘をいただいた部分がすべてができているかという、できていない部分があるかと思います。出先のそういった景観の配慮ということ工夫するということで、昨年度御指摘をいただいた後、工夫できないか検討してきたところでございますけれども、そのことについては引き続き検討していきたいと思っております。

白壁委員 工夫したけれども、成果が出なかった。これからますます飛んでくるので、ぜひその辺を考えてやっていただきたいと思っております。
(路網整備について)

そして、説明書のその下のほうに、路網の事業がありますけれども、この内訳ってどのくらい……、例えば簡易作業路、路網の関係、俗に大橋式とかが簡単なやつと言いますが、これはどの程度のメートル数でどの程度開設されたんでしょうか。

宇野森林環境部技監 路網については幾つか事業がございます。まず、成果報告書のほうには全体の数字を載せておりますが、ここの個別の事業ということでよろしければ、例えば簡易作業路につきましては大体4,600メートルほど開設させていただいております。そのほか、路網全体の数字として、成果報告書の35ページのところに、林道を含めた路網の整備ということで、22年の実績として、林道あるいは作業路ということで実績を記載させていただいているところでございます。

白壁委員 この路網で例えば4,600メートルということなんですけれども、どの地域にどの程度でやって、それによって、例えば今までの切り出しの効率がどの程度上がったとか、これによって切り出しの立米数がどのくらいふえたという対比表とかあるんですか。それが成果ということですね。

宇野森林環境部技監 路網につきましては、各地域でさまざまな箇所で行っている事業を使いながらやっているということでございますけれども、現時点で、そういった直接の成果という比較の資料については、直接はつくっていないところでございます。

白壁委員 路網をつくる際には、計画を立てますよね。そこに、どこまでどのくらい入れることによって、そこからどのくらいの立米数を切り出すという計画を立てないんですか。

宇野森林環境部技監 路網をつける際には、当然、どのくらいの森林を対象にするかということで、どのくらいが見込まれるかということは、個別の事業の中では、計画なり、そういった想定なりはやって事業をしているところでございます。

白壁委員 予算を投下してお金をこれだけとってやっているんだから、これによってどのくらいの立米数が確保できたとか、さっきの話じゃないけれども、それによって、製材がこのくらい伸びたとか、チップがこうだとか、このことも入れると、みんな、納得すると思うんですね。当然、そこには路網をつけることの計画書がある。あるということは、それなりの、どのくらい出たかというのは計算できると。できたものをこういうところで成果表に入れれば、路網で何千万も使って、こういうことによってそれだけ伸びるんだなというのが出てくる。

ただし、路網だって、平らなところもあれば、急峻なところもあって、なかなかその差は、100メートルやることによって1,000立米とれましたと、ここも簡単には言えないことはわかりますけれども、こういう成果表というのをつけておけば皆さんだって納得すると思うんですね。予算1円でもいかに効率よく使って、成果を出す。この点はどうですか。

宇野森林環境部技監 まさに御指摘のとおりだと思います。先ほどの松くいのポイントも含めて、成果の示し方ということで御指摘をいただいたと思います。今、御説明できる内容としましては、全体の総量的な話を御説明させていただきましたけれども、やはり個別の、どのぐらい事業をやって、どういう成果があったかということについては、私どもとしても工夫をしながら、今後説明できるようにというふうに考えていきたいと思っております。

白壁委員 ほんとうに頑張ってくださいと思います。
(ふるさと納税制度の普及・啓発について)

ちょっと順番が違ふかもしれませんが、ふるさと納税の関係で二千何百万。15万8,000円の費用対効果というわりと高いのかな。そんなにふえていないんです。もっとほかのところだと、前にも言ったところになるわけですが、大阪なんかはすごくやっている。いかに少ない金額で成果を上げるかなんだけど、二千数百万、これはどういう形でしたらこの成果が上がるのか。

桐原知事政策局政策参事 22年度、おっしゃっていただきましたように、2,392万円余を納付いただいたところでございます。それに対する取り組みですが、ふるさと納税、いわば全国民を対象という、そういう制度でございますが、広く全国的に呼びかけるほうにつきましては、県のホームページのほうで対応させていただき、それから、県人会等山梨にゆかりのある方については、案内を個々に発送させていただいたり、県人会の場で御案内をさせていただくというふうなことで、全国向けのところと県にゆかりのある方というようなところは、経費の関係もございまして、そのような使い分けというか、中で、広報活動をしているところでございます。以上でございます。

白壁委員 同じことをずっと、去年も、その前の年もそうでしょう。同じようなことを同じようにやっているわけだね。それは同じぐらいしか成果が上がらない。今までふるさと納税をしてきていた方々も、県外の方々が、だんだん薄れてくる。一時期はすごい勢いでふるさと納税をされてる。やり方が同じであれば、だんだん衰退してくると思いませんか。費用対効果というやつも、いかにさっきのように、少ない金額で最高の結果を生む。新たなもの、新たなものを考えていかないと絶対だめだと思うということです。いかに効果を上げるか、のための努力をしていただきたいということです。以上です。

(ひざづめ談義について)

望月(勝)委員 知事政策局のほうの関係で1点お伺いしたい。金額的には22年度は少ないわけですが、知事のひざづめ談義を20回行ったということで、全県下を回って歩いていただいたと思うんですが、これもさっきのやはり費用対効果じゃないですけども、57万8,000円余の金額で予算が組まれている。決算も出たんですけども、これがおそらく10倍、また20倍というような大きな成果を上げるようなことで、知事もお話しいただいたと思います。

このひざづめ談義は、おそらく地域別に業種別に行ったと思うんですけども、

どのような形態の中で、業種別にどのような業種にやったのか、地域的にどのようなことでやったのか、そしてまた、その成果がどのように出てきたのか。これまた、23年度の事業、県政のほうにどのように反映されているのか、その点をちょっとお聞かせ願いたい。

松谷知事政策局次長 ひざづめ談義につきましては、委員がおっしゃいますように、この4年間、20回ずつずっとやってきております。まずひざづめ談義の趣旨といたしますか、これにつきましては、知事と県民の皆さんが直接ひざを突き合わせて語り合うということで、何かの成果を求めるとかそういう趣旨ではやっていないということがまず前提でございます。

そういう前提を持ちましてやっていますから……。

もちろんその中で政策の御意見をいただいております、そういったことについて、直接、知事のほうから各部署に指示をいただいたりとか、大きな成果は上がっていると考えております。

平出知事政策局長 今、広聴広報課長から答弁をさせていただきました。言葉の不適切があったかと思いますが、その点は私のほうからもおわびをさせていただきながら、訂正をさせていただきたいと思っております。成果がないということは当然ございませんで、知事が直接伺った意見は、それぞれ県の政策の中に反映をさせていただいているということでございますので、成果としてはそういうことでございます。個別具体的に今ここで申し上げることもできる部分もあるかもしれませんが、さまざまいただきました、それぞれ個別の、ブドウ栽培のことであったり、ジュエリーのことであったり、そういうものはそれぞれの分野で政策の中に反映をさせていただいている、それが成果でございます。

望月（勝）委員 今、平出局長さんのそういうお話を聞きました。もしできれば、参考資料として、県で反映させるような意見、要望が出た状況を教えてもらえればと思っております。

それから、やはりこれ、4年間継続して、知事が一生懸命、トップセールスと同じように歩いて、県民の意思、要望等も聞いたんですけれども、それを県政に大きく反映するというところでございますが、これが23年度にはまだ実施されるのかどうかちょっとわからないですけれども、そこらのそうした成果があれば、今後また継続していくのかどうか、そこもちょっとお聞きしたいです。

松谷知事政策局次長 もちろんこれはいろいろな成果がございましたので、当然継続的にやってくということでございます。

望月（勝）委員 今、所管のような感じで聞いてしまったので申しわけなかったですけれども、ぜひ地域の県民の要望、また意見、特にこれからの県政へ反映してもらうように、先ほどの一覧表もできれば参考をお願いします。

松谷知事政策局次長 成果というか、いただいた意見が実現した具体的内容は、例えば空き家・空き店舗への対策とか、それから、農産物の……。

石井委員長 松谷次長、後ほど資料を提出願いたいと思っております。

（クイックアンサー制度について）

飯島委員 知事政策局のクイックアンサー制度についてお尋ねしたいと思っております。迅速な回答を行うことによって、県民サービスの向上を図れて、丁寧な姿勢が定着したとあ

ります。いろいろな部局がありますから、いろいろな質問があると思います。その人の資質もあるので、とても御苦勞も多いと思うんですが、そもそも質問があつてから回答するまでの体制は、どんなふうになっているんでしょうか。

松谷知事政策局次長 クイックアンサーにつきましては、メール等でいただくものとか、はがきとか、それから、直接ファクスでいただくような状況がございますが、これにつきまして、私ども広聴広報課において、どういう部局の担当かということを整理いたしまして、また明確な回答をどういうふうにするかというようなことも整理いたしまして、ここにありますようにできる限り1週間以内、正確には5開庁日以内に回答するという、それが一応約束になっていますので、それを守るように努めて回答しております。

飯島委員 主要な施策の成果のところによると、説明よりももっと早く、平均3.6開庁日で回答している。とてもスピーディーにやっけていただいているということで、県民は、言うなればクライアントでございますので、とてもいいサービスだなと思います。しかし、中にはいろいろなマニアックな人がいて、回答のためのまたいじわるな質問とかそういうのもあったり、いわゆるブラックリストに載るような人もいるのかななどという御苦勞を心配するんですけれども、その辺はどのような処理をしているんでしょうか。もしあったら教えてください。

松谷知事政策局次長 基本的には、お答えをさせていただくには、本名というか、記名していただいている方に対して、それから、回答を必要とするというような内容であるということで回答させていただいております。確かに、クイックアンサーの内容は、基本的には前向きな政策提言ということでお願いしておりますが、いろいろな政策に対しての苦言とか、そういったものもたくさんいただいているというような状況がございます。それにつきましても、でき得る限り回答できる範囲で、丁寧に回答することとしております。

飯島委員 実はこの間の常任委員会のときに甲州金の質問をさせていただいたんですが、まさに甲州金については、そういった質問が、私の会派にもあつて、当局にもクイックアンサー制度を使って、そういう質問があつたものですから、丁寧に答えてくれてよかったなと思つているんですが、そんな質問をさせていただきました。

あと、回答を今後の県民サービスに生かすための開示ですよ。それは一般県民に開示する方法と、それからもう1つは、当局の皆さんが、こういう質問があつたよ、今後また同じような質問があつたら、矛盾したらまた変なトラブルになりやすいから、こういう質問があつたから、皆さん、気をつけましょうじゃないですけども、周知して徹底しますよという、そういう2つの開示の方法があると思うんですけれども、それはどうされているんですか。

松谷知事政策局次長 今、クイックアンサー制度につきましては、当然ホームページ等で公開しておりますが、基本的には、主なものというようなことで回答しておりますので、委員がおっしゃつたようなことについても、ちょっと工夫をしてみたいと思います。

飯島委員 県民ではなくて、当局の皆さんの開示というか、コミュニケーションをぜひ徹底していただきたいと思つています。

もう1つ懸念するのは、いわゆる職員いじめじゃないですけども、県民が、「あの職員はちょっと対応が悪かったから懲らしめよう」みたいな感じで、クイックアンサーで名指しでやってくる案件もあると、私もはっきりしたことはわからないん

ですけれども、聞いたことがあるんですけれども、そういったことに関して、とても注意をしていただきたいと思いますが、そんな事例はあったでしょうか。

松谷知事政策局次長 先ほども言いましたように、前向きな御意見のほかにも、苦情とか、そういったものは確かにございます。

飯島委員 判断がなかなか難しかったり、デリケートな問題ですけれども、とてもいいサービスですし、また今後ともしっかりとやっていただきたいと思います。
(ふるさと納税制度について)

あともう1点、白壁委員のほうからも御質問がありました。ふるさと納税について。もちろんこういう経済が厳しい時期なので、いい制度で、続けていただきたいと思うんですが、ふるさと納税をする方は、自分はとてもいいことをやったなという実感を持ってやっている方がほとんどだと思うんですが、その人がふるさと納税をして得をしたなという思いをすれば、継続すると思うんです。それで、県外にいる自分の仲間にも、「こういういいことがあるから、ふるさと納税、協力してくれないか」と、そういう波及効果もあるように私は思うんですが、ふるさと納税をする方にとっての何かメリットみたいなものはないのでしょうか。

桐原知事政策局政策参事 全国の市町村なんかでは、例えばお米を返すとか、寄附額のかんりの部分を現実にお返しというか、返礼として差し上げているというところもあるようにお伺いしておりますが、私どもはお心をちょうだいするというふうなことを基本的に思っております。経済的にといたしますか、そういう面でのおこたえは今、考えてございません。知事の名前でお礼をお出ししたり、わずかではございますけれども、県内の美術館等の文化施設の券をお配りさせていただきまして、県外の方は県のほうにもぜひいらしていただきたいというふうなことでお礼を申し上げていると、そんなようなことでございます。

飯島委員 金額じゃなくて、ほんとうに気持ちの問題だと思います。今お答えいただいたように、はがきでももちろんお礼をするなり、あるいは例えばイベントがあるとき、今度、甲府市主催だけでも、B-1グランプリの関東大会があるよみたいな、県外にいる人は、何らかの理由を持って山梨に帰ってきたいとか、ほかの人に山梨を自慢したいというふうな気持ちがあると思います。ぜひそういう気持ちをもっと継続してもらうために、引き続きというか、もっと取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

(鳥獣害防止対策について)

齋藤委員 鳥獣害のことについてお聞きしたいわけですが、電気さくを64キロ、今回設置したということでもあります。しかし、県内ではこの秋、鳥獣害が非常に深刻で、いろいろな苦情が私どものところにも来ておりますが、この64キロというのは、地域の要望に対してどれだけのパーセントでやったのか、お聞きしたい。

石井委員長 齋藤委員に申し上げます。何の資料か、何ページかを明確にしてお願いします。

齋藤委員 成果説明書の32ページでございます。

石原みどり自然課長 森林環境部におきましては、鳥獣害対策の中でも野生鳥獣の個体数対策という部分を担っております。今、委員の御質問でございます。防獣さく等の設置等につきましては、基本的には農政部のほうで農地を守るための施策として実施している

ものですので、細かく数字を私のほうは承知していませんので、申しわけありません。

齋藤委員 鳥獣害の管理費の予算もここに載っているわけですが、現実に鳥獣の被害は農家にとってみると非常に深刻な問題でございます。管理捕獲もされておるといこととありますが、地域の人に言わせると、もう少し管理捕獲を徹底してやってほしいというような声も聞きますが、その辺いかがでしょうか。

石原みどり自然課長 管理捕獲につきましては、22年度におきまして、5,000頭を超えるシカ、イノシシ、猿の捕獲を実施することができました。本年度につきましては、委員から御指摘のことは、他の皆様からも要望等ございまして、管理捕獲につきましては、特に今まで1,900頭でシカ対策をとということでございましたけれども、本年度におきましては3,500頭ということで、大幅に管理捕獲のほうを市町村の皆さんにもやっていただけるというふうな施策を6月の補正におきましても御審議いただきまして、各市町村にさらなる御努力をしていただけることを支援していくということを施策として打ち出すことができました。以上です。

望月（利）委員 1点、明野処分場のシートの破損これまでの流れの決算的な部分がどこに載っているのか教えてほしいんですか。

石井委員長 望月委員に申し上げます。何の資料の何ページか。

望月（利）委員 済みません、どこに載っているかわからないものですから、聞かせて……。

石井委員長 それでは、今の件については後ほどさせていただきます。

望月（利）委員 はい、わかりました。

質疑 観光部・議会事務局・監査委員会事務局・労働委員会事務局関係

（富士の国やまなし観光振興施設整備事業費について）

早川委員 観5ページの下から3段目の観光振興施設整備事業費の執行残2,600万円余なんですけれども、これ、補助だと思ふんですけれども、具体的にどんなものがあったのかまずお伺いしたい。

芹沢観光資源課長 早川委員の御質問に回答します。これにつきましては、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金でございまして、予算額が8,000万、それから、補助額が5,500万円ほどだということで執行残が出ております。これにつきましては、市町村等の施設整備費につきまして予算を用意いたしまして、それに対して市町村等の要望に応じまして配付していくという、施設整備関係の支援という意味合いの補助金でございます。

早川委員 そうすると、要望がなかったから、使い切れなかったということになるんでしょうか。

芹沢観光資源課長 当初予算を組むときに、関係市町村等の要望をお聞きしまして、予算額に充当できるような用意をして予算計上していただいているんですが、その間の市町村の事情、たまたま市町村のほうで予算計上できなかったとか、まだこの事業について

は時期が早いというようなことで、要求をしていないというような市町村の状況もございまして、当初予定した事業ができなかったというような場合もございまして、タイミングが狂うといたしますか、そういったところで予算の執行を断念したという状況でございます。

早川委員 予算を計上するときには、ある程度、市町村からヒアリングをなさったと思うんですけども、そのヒアリングが少しずれていたということでしょうか。甘かったということでしょうか。

芹沢観光資源課長 当初、22年度の要望につきましては、15事業ということで、補助要望額8,500万円程度を見込んでおりまして、実際、要望書等をいただきまして対応していたんですが、なかなか市町村のタイミングも合わないということもございまして、当初の要望額を割り込んだ結果になったということでございます。

早川委員 そうすると、もしわかれば、具体的に市町村が途中で間に合わなかった事業を教えてくださいましては、当初予定して、途中でできなかった事業というのはなんですか。

芹沢観光資源課長 額も最初の要望額と大分違ったものもございました。例えば山梨市さんで乙女鉾山の遊歩道を整備するというので、事業費が2,800万、それから、補助要望額が1,000万というような事業がございまして、それが実際ふたを開けてみましたら、市町村のほうで予算計上しなかったとか、できなかったとかというようなことで、実際補助対象になっていないというような状況でございます。

早川委員 わかりました。それで、残りまして、その後、補正でまた募集を取らなかったんでしょうか。

芹沢観光資源課長 補正というのは市町村のほうの補正という意味でしょうか。再募集ということですか。

早川委員 はい。

芹沢観光資源課長 事業をある程度執行した段階でございますので、ある程度10月過ぎとか11月になってしまいますので、その後、市町村のほうにも話はしているわけなんですけど、市町村のほうも予算計上というような中でやっておりますので、なかなか間に合わないというような状況でございます。以上です。

山下委員 今回の質問で、そんなことをいっても、市町村はやりたい事業なんて山ほどありますよ。27市町村、ほんとうに全部聞いたんですか、全部の市町村に。要するに、これだけ不用額が出たということになって、事業がほかに余ってしまうと言って、27市町村の観光課に全部聞いて問い合わせたんですか。

芹沢観光資源課長 前に要望のあったところにつきまして重点的にお話をお聞きしたということもございまして、500万円以上の事業ということになりますので、事業の額がある程度の規模のものでないと、なかなか対応ができないというようなことがございまして、そのような結果になっております。

望月（勝）委員 今回のちょっと関連しまして、その市町村のほうの、22年度末までに執行でき

ない、期限がなくてとてもその年度にできないとか、そういう場合に、この不用額の状況、県の財政も非常に厳しいですから、これ、2月補正、またできれば、事業によっては12月補正、そういうもので財源更正はできなかったのか、その点はちょっとお聞きしたいです。項目が出ています不用額の中で、これ、すべてこういう中でできなかったのかどうか。

芹沢観光資源課長 やはり2月の時点で残がある程度わかった段階で補正をしまして、減額というように形にすべきであったと、時期的に間に合えば、そういうようなことで考えております。

望月（勝）委員 今の、私もまだ理解できないんだけど、先ほどの市町村へ事業の確認、その時点で、おそらく年度において最終の補正で、2月補正でも財源更正ができたかと私、今、理解しているんですよ。そこらの取り組みをちょっとお聞きしたいと思います。

芹沢観光資源課長 なかなか市町村の状況も、その後の、例えば10月、11月を過ぎまして、新たに市町村のほうでこういった事業をやりたいというようなことも出てこようかと思えます。そういったものに対処するためにも、これは結果論になってしまうんですけれども、ある程度、待てる場所まで待ちたいというところがございまして、結果的に、2月の予算で減額補正というように形にし得なかったということでございます。結果から言いますと、減額補正ということをするべきだったと思うんですが、ただ、そうはいっても、市町村の状況もございまして、そういった需要にできるだけこたえたいというようなこともございまして、なかなか難しいところでございます。そのような状況でございます。

望月（勝）委員 こういう中には県から市町村へ任す事業、それから、委託事業もありますよね。そういうものも、ある程度、経過ごとに事業進捗というものを確認しながら、予算の適正な活用というものを、県ではヒアリングをして、取り組みをしているんですか。その点もちょっとお聞きしたい。また、県単独の事業においてもそういうことをしているのかどうか。

芹沢観光資源課長 この富士の国やまなし観光振興施設整備補助金の事業につきましては、予算の積算をする時点で要望をお聞きしまして、年度途中、その要望がなかったことについてお聞きをし、予算がある程度あるという状況の中で、ほかに事業が市町村等で実施できるようないかということは確認はしておりますが、そのほかのことにつきましては、なかなか手が回らないといえますか、なかなか対応できないというような状況でございます。

望月（勝）委員 そういう事情もあろうかと思いますが、おそらく監査を受けた時点で、全予算に対してそうだと思うんですけども、今までの予算を見ると、この不用額が非常に残っている。財政の厳しい中で、この財政をいかに活用できるか、有効活用していくには、おそらく監査委員からもこういう指摘が出ているんじゃないかと思うんですけども、お考えがあればお聞きしたい。

芹沢観光資源課長 たまたまというところなんですけど、22年度につきましては、残が大きかったということで、例えば21年度につきましては、予算残額は724万、20年度は920万程度ということで、いずれも8,000万の補助金の中で1,000万円未満というような状況でございました。市町村等の事業の執行のタイミングが、たまたま22年度につきましては、2,400万余りということで残が出たというような

結果になりましたんですけれども、結果としてこういうことにならないように、順次、市町村等の事業について努力していきたいと考えております。

望月（勝）委員 ぜひその点も、財政厳しい中で、財源を有効活用してもらいたい。それは、今言った、市町村の、そういう取り組み事業ばかりでなく、県自体の取り組みにおいても、やはり並行してしっかりと取り組んでももらいたいと思います。

（広域的な観光地形成の促進について）

皆川委員 1点お聞きします。観4の広域的な観光地形成の促進の事業費が安い、180万。こっこのほうの成果説明書では134ページなんですけれども、この観光圏協議会とかに対して情報を提供するとか、あるいは基礎調査をするということはわかるんですが、この下にある観光人材の育成事業の実施支援というのは具体的にどういふことをするんですか。観光人材育成事業の実施支援というのはどういふことですか。

茂手木観光振興課長 観光人材の育成事業の実施支援ということでございますけれども、22年度におきましては、地域の方々と一緒になりまして、この地域におけます体験プログラムとしまして、どういった体験プログラムがあるかといったことを勉強し、拾い出しまして、それを体験プログラム集として1冊の冊子にまとめ上げ、これを観光のPRに活用しているという状況でございます。

皆川委員 体験プログラムをつくった費用なのか。それとも、人材育成と書いてあるから、体験した人の人材を育成したというふうに考えているのか。ちょっとわからないな。

茂手木観光振興課長 言葉の意味をストレートにとりますと、ダイレクトになかなか結びつきにくいんですけれども、体験プログラム集を拾い出し、それをまとめ上げるという段階におきまして、地域の方々と一緒になりまして、この地域にはどういったプログラムができるかということを知りつつ、研究しつつ、成果を出したということで、ある程度広い意味で人材育成というような意味にとらえていただけたらと思います。

皆川委員 何となくわかった感じがします。その認定支援というんですけれども、この広域圏の観光圏の認定をするというのはどうやってやっているんですか。

茂手木観光振興課長 八ヶ岳観光圏のほうの認定でございますけれども、これは平成22年度の4月から認定されたわけです。国のほうで観光圏を認定するに当たりまして、魅力ある観光地づくり、それから、国際競争力に耐え得る観光地づくり、さらには、その観光地の中でさまざまな魅力をつくり上げることによりまして、2泊3日以上滞在ができる観光地づくりということで、国のほうでさまざまな要件を定めておりますので、その要件に合うように、地域の方々と一緒にさまざまな研究をしまして、計画をつくって、認定に持ち込んだということです。

皆川委員 わかりました。それで、今現在認定されているというのは、富士五湖観光圏と八ヶ岳観光圏だけですか。ほかにありますか。

茂手木観光振興課長 その2件だけでありまして、国のほうでは新しい認定はもうこれ以上やらないということで聞いております。

皆川委員 山梨県は2つだけですか。何で山梨県は2つだけなんですか。

茂手木観光振興課長 本県の規模で観光圏が2つあるというのは、これ、非常に少ないということじゃなくて、全国で認定されたのは観光圏が45なんです。その中で山梨県の規模で2つ認定されたというのは、県の規模で考えれば、かなり国のほうで協力をいただけたなど考えてはおります。

皆川委員 例えば、溪谷美日本一と言われている甲府の昇仙峡とか、武田神社とか、ミレーの美術館、これ全部、1つの観光エリアです。こういうものはもう認めてもらえないということなんですか。

茂手木観光振興課長 私どもとすれば、できるだけ多くのところを認めていただきたいというのは、それはもっともでございますけれども、国のほうも予算の枠がある中で認めていただくものなので、こちらのほうの希望がなかなか全体の中では通りにくいというのもあります。

ただ、委員がおっしゃいました、昇仙峡、それから、湯村とかにつきましては、県の事業としまして、観光地再生事業として、今、魅力づくり協議会、そちらのほうをつくりまして、一生懸命、地域の方々と一緒に、県、それから、市も一緒になりまして、この地域にはどういった観光素材があるだろうかということで、それをどう活用していこうかというようなことをやっております、さまざまな取り組みに取り組んでいるというところでございます。

皆川委員 よくわかりました。今、点じゃなくて、点が線になって、面にするのが観光です。それが宿泊型に転換できる一番大事なことから、そういった意味で、もしできるならば、湯村と昇仙峡と武田神社とあれを結ぶような観光圏ができたらいいなと思って言ったんですけれども、山梨県は2件で多いというぐらいだから難しいかもしれないけれども、努力していただきたいと思います。

(観光宣伝費について)

飯島委員 観4ページが一番下の観光宣伝費でお伺いしたいと思います。主要な施策の成果の133ページです。一番上の富士の国やまなし観光ネットを活用した情報発信、この成果をずっと読ませていただいています。総合観光案内システムの構築を推進したと最後まとめられていますが、推進したのはわかりませんが、これ、完成したんですか。それとも、途上ですか。

茂手木観光振興課長 その部分で総合観光案内システムの構築を推進したという意味でございます。富士の国やまなし観光ネット自体が山梨県の観光情報の発信源となっておりますので、これは今の時点で考えれば、完成した、計画のものはつくったということが言えるんですけれども、ただ、こういうネットでございますから、日進月歩のこともございますし、いろいろな技術の成長とか、またいろいろなデータの追加がございます。また、たとえその時点において完成したといっても、また次なる対応を考えていかなければならないというような考え方でございます。

飯島委員 おっしゃるとおりに、こういうコンテンツはいろいろレベルが上がったり、日々タイムリーなことが変わるので、これからも継続してやっていただけるという理解をしました。

そして、年間1,390万件のアクセスということだと、さっきちょっと計算しましたが、1日3万9,000件と、とてもすごいアクセスがあったんですけれども、それに対してメルマガの会員が1万6,000人というのはちょっと少ないのかなという感じがするんですが、このメルマガの会員を募集に当たっての会員登録

は、どんなふうにして、どんなふうな手続で、こういう会員と定義して送っているんでしょうか。

茂手木観光振興課長 メルマガの会員につきましては、本県のホットな情報を会員になられた方に順次お送りするというものであります。ほとんどが県外の方でございますが、県外で例えばいろいろな催し物があったというようなとき、つい先日もサポーターズクラブとかいろいろありましたけれども、そういったときには、会員になっていただけるような呼びかけを随時行っております。

飯島委員 そうしますと、先ほどの1,300万件のアクセスと、メルマガの1万6,000人に関しては、過去と比較してふえているという理解でいいですね。

茂手木観光振興課長 1点、アクセスのやり方というものがございまして、アクセスを解析するソフトがあるんですが、それをかえた時期がありまして、そこにおいて一時的にちょっと落ちたことがありましたけれども、それは解析ソフトによるものであると考えております。そのとき以降、それ以前ともに年々伸びております。

飯島委員 これも先ほど午前中の違う所管の質問でも申し上げましたが、大事なお客さんでありますから、ぜひここにこういう成果として数字を出されているということは、こういう成果が上がったよということを強調しているわけでありますから、それをどんどんふやしていくような取り組みも今後もしていただきたいなと思います。

あと、その下の5番の携帯電話の専用観光ホームページの充実とありますが、これは携帯電話を持っている方に情報を送って、年間550万何がしのアクセスがあったという理解でいいですか。

茂手木観光振興課長 成果説明書の133ページに書いてあるところで、黒い点が2つございまして、下のQRコードの継続設置というのは、これは以前から取り組んでいる試みでございます。主な観光場所にQRコードがありまして、それに携帯電話をかざすと情報がとれるというような取り組みを以前からやっております。

平成22年におきましては、バスコンシェルジュシステムというものを開発いたしました。その内容は、バスシステム、県内のバスは大きなところで2つの事業者さんがございまして、そちらで保有しているバスにすべてGPSをつけまして、バスが今、どこを走っているかというのがわかるようなシステムを開発しております。あわせて、今、自分のいる場所から一番近い停留所はどこにあるかとか、あるいは時刻表がどういうふうになっているとか、あるいは目的地までのバスの接続はどういうふうなものであるかとか、そういったバスのシステムをつくりました。

それと、観光情報システムもあわせてつくっているんですけども、例えば今のバスのシステムでいいますと、例えば、今、自分がいる観光の施設のところから一番近い停留所はどこにあるかというのがわかるということもございまして、逆に、バスの停留所から、その周りの観光施設はこういうものがあるんだろうかというようなことも見られるようなシステムになっております。ちなみに、こうしたシステムは、全国で初めてということでございます。

飯島委員 システムティックな取り組みをされているということで、とても喜ばしいことと思いますが、国民文化祭も控えたり、富士山の世界遺産なんていうこともありますから、ぜひ引き続きやってもらいたいんですが、こういう専門的な仕事というのは、なかなか職員の皆さんだけではできないと思うんです。いろいろ専門的なことがあ

りますが、そういうことについてのかかわっている業者さんとか、今はどういうふうな状況なんでしょうか。

茂手木観光振興課長 このシステムをつくるに当たりましては、業者ももちろんですけども、山梨大学の協力を得たりだとか、それから、観光推進機構の協力を得たりだとか、この事業に携わった職員自体もこうした方面の経験が長い、専門的知識が豊富な職員が担当いたしました。

(労働委員会費について)

小越委員 山梨県監査委員が出している、歳入歳出決算審査意見書の41ページ、第5款労働費、真ん中の労働委員会費、が前年に比べて372万1,300円ふえております。これはどうしてですか。

石井委員長 執行部で答えられますか。

酒井労働委員会事務局次長 今、御指摘のあった372万1,300円ですが、申しわけありません。今はわかりません。

小越委員 労働委員会が、前年21年と比べて、372万ふえているというのは、人がふえたのか、それとも、相談件数がふえているのか、業務の内容がふえているのか。人件費がふえているのか、それとも、運営費というか、そこがふえているか、そこもわかりませんか。

酒井労働委員会事務局次長 労働委員の相談件数とかそういうものがふえても事業費はふえないかなど。

小越委員 労働相談や内容が変わらなくても、労働委員の皆さんの経費はふえないということで、この372万がなぜふえたのかわからないので、後で教えてもらいたいです。

それで、人もふえてなくて、なぜふえたかというのを思っているんですけども、そもそも相談というのは、その後の労働争議も含めて、そこに経費がかかってくると、もしかしたらふえているのかなと思ったんですけども、労働相談は、件数的にはどれくらいふえたり減ったりしているんですか。

酒井労働委員会事務局次長 件数は、21年度に5件、22年度は100件です。

小越委員 21年5件から22年度は100件に飛び抜けてふえているんですけども、それはどうしてですか。

酒井労働委員会事務局次長 これは制度が変わりまして、県のほうでも労働相談を受けるということになっています。これは県の職員が具体的には対応しております。

小越委員 県の職員が対応するのが100件で、県の職員じゃない方、相談にかなり専門的に乗っていらっしゃる方々は何人いらっしゃって、その方々がこの100件の相談を受けているということですか。

酒井労働委員会事務局次長 相談は、基本的には事務局の職員が全部対応しています。委員は、相談には乗らないで、この相談のあったものの中で、あっせんとか争議とかに関した

ものを対応しています。

小越委員 100件対応しているのは、労働委員会のここにいらっしゃる職員の方ですよ。その方が100件受けて、あっせんとか争議になった場合は、専門的な労働委員の方がやると思うんですけども、労働委員の方々は何人いらっしゃって、その方々の経費というか、給料というか、1人当たりお幾らなんですか。

酒井労働委員会事務局次長 労働委員は、公労使、公益委員、労働者委員、使用者委員5名ずつで、合計15名です。それから、22年度までは、公益委員が17万7,000円、労働者・使用者委員が月額15万3,000円の報酬が支給されています。

小越委員 月額で払われていたのを、たしか今度変わったんですよ。100件の相談のうち、この労働委員の皆さん、15人の方々のところに、俎上にのったあっせんとか争議は何件ぐらいあったんですか。

酒井労働委員会事務局次長 労働委員があっせんを行ったのは平成22年度7件ございます。

小越委員 7件に対してこれだけの金が、1カ月17万、15万、15万ということで、1件当たりの単価とすれば、かなりの金額だったのではないかと考えています。その100件というのは、5件から比べればかなりふえましたけれども、私はほんとうはもっとあるはずだと思うんです。この労働委員の方々にも御協力いただいて、もっと労働争議やいろいろな解決する手立てをもっととらなければいけないと思うんです。待ちの構えではなく、こちらから出かけていくような姿勢は昨年とられたんですか。

酒井労働委員会事務局次長 昨年はこちらのほうから出かけていくというような相談の形式はとっておりません。ただし、労働委員会の活性化を検討しなさいということで国からもそういう指示が出てございます。私どもとしては、公開相談とか窓口相談を委員さんを含めてやろうかということで検討はしております。それは今年度です。

小越委員 専門家の方々がたくさんいらっしゃいますので、待ちではなく、こちらから出かけていく労働相談のシステムをぜひつくっていただきたいと思います。
(県議会議員の海外研修制度について)

もう1点、決算審査意見書37ページの議会費です。議会費の不用額、旅費1,152万1,100円とあります。この議会運営費の旅費という不用額は具体的に何でしょうか。

鈴木総務課長 1,152万円の内訳でよろしいでしょうか。大まかには2つに分けられます。1つは、海外研修の関係で500万円、それから、もう1つの内訳は、職員の旅費とか、応召旅費とか、県内外の調査のための旅費というのがございますけれども、それらをまとめまして約600万円で、合わせまして、ざっとでございますけれども、1,100万円超でございます。

小越委員 それで、海外視察ですけれども、500万円残ったということで、実際に、では、いわゆる県議会議員の海外視察は、昨年度幾ら執行されたんですか。

鈴木総務課長 1,300万円強でございます。

小越委員 1,300万円の海外視察が行われて、それで、どのようにそれを決済していくかなんですけれども、例えば11月1日に申請した方が4日には出発しております。11月3日は文化の日で休みですので、申請をすれば、即刻その場で許可という、そういうシステムでしょうか。

鈴木総務課長 原則的なお話からまずいたしますと、御存じであろうとは思いますが、海外研修につきましては、研修要綱がまずございまして、それにのっとりながら受け付けがされております。また申し合わせの中で、派遣だということになっております。派遣につきましては、地方自治法に基づき、会議規則の中で議決が定められているというのが原則でございます。それが原則ではございますけれども、そうでない場合、閉会中とかというような場合には、議長の決定で派遣が決定されます。ただいま委員がおっしゃられた11月1日のことではございますけれども、11月2日に決定してございます。

小越委員 ということは、11月1日に申請して、2日に決定すると。そのときに、研修の申請書、どういうことでやるのか、目的と、行程表とお金、経費を提出するということになっているんですけれども、1日しかなかったんですけれども、それはどういう点を見て許可をしていく、どういうところを観点にしていくんでしょうか。

鈴木総務課長 研修でございますので、一番の大もとのところは、その研修がどういう目的かということになろうと思います。その目的としましては、研修要綱等にも載ってはございますけれども、県の行財政運営等にかかわるものということで幅広になっております。目的がその中のものであれば、それは可でございますし、大きく外れるというようなことがあれば、それは認められないということもあろうかと思っておりますけれども、その目的に応じた内容の研修計画等であれば、それは可というふうになっております。

小越委員 目的に沿っていれば、それで可と。
もう1つ、普通、職員の方が出張に行くときには、目的と、それから、どこに泊まるかとか、お金が幾らかかるのか、切符の手配のことがあると思うんですけれども、1日に申請して、2日に出すと。その中では、お金、経費、それはどういうふうにして決めるんでしょうか。例えば専用バスの借り上げとか、通訳の料金とかが出されてくると思うんです、事前に出しているはずですから。そのことについてはどうやってチェックするんでしょうか。

鈴木総務課長 今のお話は、経費の中で、議員の旅費以外にもそういう経費があって、そのチェックというお話だろうというふうにとらえました。議員が研修に行くに当たっては、旅費だけでは、当然、その研修の目標を達成できかねるということもあります。現地に赴いたときには、当然、通訳料ということもあろうかと思っております。そういったことについて、全く初めて出てくるということではなくて、議員自身が自主的に自分の研修目的に沿った形で旅行業者と話をしながら進めておられて、そういった段階で、こういった経費が可能かどうかということは事前に照会があったりすることもございます。

旅費条例とか、そういったものに基づきながら算定してはございますけれども、それが研修の目的にそぐわないというようなことであれば、その経費については無理があるかと思っておりますというような御返事をさせていただいております。そうでない限りは、研修の目的を達成するためのものであれば、それはオーケーであるというふうなお返事をしておりますので、1日に仮に出てきた場合であっても、すべてにつ

いて全く初めての審査ということではございません。

小越委員 全く1日に出てきたわけではなくて、事前にわかっていたわけですね。だったら、先ほどの話で、派遣であれば、議会の議決が必要であり、事前にわかっていたのでありますから、その議会のときに出すのが筋だというふうに指導はなかったんでしょうか。

(「議会が終わってからでしょう」の声あり)

鈴木総務課長 今、議員からもありましたけれども、議会が終わってからというのも、当然そういったこともございます。事前というものは、計画等がかなり固まっていることではございませんで、かなり前の段階で大まかなもので相談がきたということもあります。いろいろな変更があり、内容等を固め、最後に申し込みとして出てきているということですので、事務局に事前に相談がありましても、内容が固まっているということではございません。

石井委員長 小越委員に申し上げます。決算審査にかかわることでございますので、制度の話でちょっとかけ離れている質疑に及んでいるようですから、控えていただきたいと思えます。

小越委員 昨年、先ほど1,300万円派遣をされたということです。そして、今のお話によりますと、いろいろな経費のところが目的に沿っていけばオーケーということですが、ということは、去年も旅行会社が出してきた見積もりを、それが妥当だということで判断して許可したという、経費についてはその認識でよろしいですか。

鈴木総務課長 議員の海外派遣ということにつきましては、最高裁の判例等の中でも議会の裁量ということがかなり認められておりまして、議員の自主性といいますか、意向が幅広く認められていいものというふうに認識をしております。今のお尋ねでございませけれども、そういったことがございますので、研修の目的がございまして、それに基づいての研修内容ということであれば、それは決定をされるということになります。

石井委員長 小越委員に再度申し上げます。今、制度について話が及んでいるので、質問を変えてください。

小越委員 目的に沿えば、昨年度もそれを許可していたということでお話を聞きました。中身のところも含めてしっかり審査したかどうかということが問われてくる案件だと思っておりますので、この点は、また総括審査でもう少し詳しく聞きたいと思っております。

質疑 総務部・人事委員会事務局関係

(総務部所管の収入未済額について)

山田委員 総1ページになりますが、いわゆる収入未済額に対して、これ、過年度になると、この比率が10%近くなっているということで、不納欠損額が約3億4,000万ということで、県税収入が、二税が伸びていることはありがたいんですが、

こういう不納欠損額が非常に多いと。昨今を反映しているんでありますが、その徴収のためにどのような努力をしたのか。

あわせて、総7ページの一番上段、税収確保特別対策事業費を約1億2,000万かけておりました、この1億2,000万に対する効果、どのぐらいの税収をこれによって上げたんだと。具体的にこの費用の使い道と、人件費をかけて徴収員を雇ったとか、そういう具体的な説明と、どのぐらいの費用対効果を上げたのか。

さらに、総4ページ。ほぼ似た内容ですが、こちらのほうも、諸収入に対して、罰料金というか、延滞金が出てきておりました、これも5年か6年たてば不納欠損額になっていく。つまり、本税を払わず、さらにその過料、延滞金まで払わないという、ダブルで払っていかなくて、最終的には不能欠損になっていくんじゃないかと思うんですが、その比率がどれぐらい、つまり、本税プラス加算金、延滞金がどのぐらいの割合になるか教えていただきたいと思います。

上小澤税務課長 それでは、収入未済額、不納欠損額についてということでございますが、22年度の不納欠損額につきましては3億4,194万円で、前年に比べて194万、0.6%の微増となっているところでございます。

これに対する対策でございますが、特に収入未済額のうち、個人県民税の占める割合が67.6%を占めており、課題となっております。これにつきましては、平成19年度に行いました税源移譲に伴いまして、所得税から個人住民税に移行したことによる影響でございます。県では、平成20年度に県と市町村別に設置しました地方税滞納整理推進機構におきまして、市町村と連携しまして、滞納整理を進めているところでございます。それ以外の、いわゆる個人県民税以外につきましても、インターネット公売や不動産公売などに積極的に取り組んで、滞納整理を進めているところでございます。

2点目の税収確保対策についてですが、税収確保対策事業費としまして1億1,900万円余を計上してございます。具体的な内容ですと、不正軽油対策事業という形と、あと、自動車税コンビニ収納事業、そのほか、電話催告専門スタッフの配置、一斉文書催促など、そのほか、個人住民税特別徴収推進事業費を上げてございます。これに伴う具体的な税収、どれだけ効果があったかということでございますが、これについては試算はしてございません。

山田委員 2度目になるんですけれども、ページでいえば、総4ページに、延滞税ということで、やはり収入未済額と、さらには不納欠損額がそれぞれあるんですが、約1,000万と800万と。これに対して、本税のほうを大体滞納する方が、この罰料金についても払わないということが多いと思うので、その割合を教えてください。

上小澤税務課長 本税を未納になりまして、延滞金を未納になる確率、人数ということでございますが、その統計はとってございません。

(富士山噴火を想定した防災訓練の実施について)

永井委員 主要施策成果説明書の64ページ、14番の富士山噴火を想定した防災訓練の実施についてお伺いします。決算額が小さいんですけれども、当初66万9,000円の予算に対し4万5,000円ということなんですけれども、防災訓練を実施して、さらに検討会の開催をして4万5,000円だったということなんでしょうか。まずお伺いします。

宮原消防防災課長 これは山静神で実施した図上検討会に係る経費でございます。

永井委員　では、防災訓練にはこれは使われていないということですか。当初はこの66万9,000円というお金は、防災訓練をやろうとして計上されて、ただ、検討会しかできなかったので、4万5,000円しか使われていなかったということでしょうか。

宮原消防防災課長　これはもともと図上検討会でして、会場使用料などを計上していたんですけども、会場の借り上げなどが安く済んだということで、この経費でおさまったということでございます。

永井委員　安く済んだということなんですが、それにしても70万円ぐらいのをもって4万5,000円ということなんですけれども、見積もりというか、当初の積算があまりに大きいような気がするんですけども、防災訓練に対する実施の額じゃなくて、純粹にこの66万9,000円というのは検討会だけのお金ということでしょうか。

宮原消防防災課長　当初から予定しておりました検討会だけの経費でございます。そして、先ほどちょっと言い忘れてましたけれども、講師を予定していたところ、謝金が安く済んだということもあります。

(県税収入について)

小越委員　歳入歳出決算報告書の45ページ、一般会計歳入歳出決算事項明細書の県税のうち、法人のほうはふえているんですけども、県民税、事業税とも、個人がマイナスになっているのはなぜだとお考えですか。

上小澤財務課長　個人県民税の当初予算につきましては257億2,800万円計上してございましたが、再度、税収見込みをしましたところ、個人所得の減に伴いまして、個人県民税が当初予算どおり確保できないということで減額しています。

小越委員　午前中、出納局の次長からも御説明があつて、法人税は伸びて、県税が伸びているというふうにお話はあったんですけども、個人の部の県民税が減っている。それは所得が、個人県民税が減っているから。今も課長から御説明がありましたけれども、個人の所得が減っているのでは、法人の事業税が伸びていたとしても、ゆくゆくは山梨県民の暮らしがよくなっているとはちょっと言えなくて、非常に危険な状況というか、県民にとってみると、この税金のことから見ても、個人所得が減っているということで、ここについての手立てが少ないんじゃないかなと思っています。

そこについては、産業労働部なり、またこれから質問していきたいと思っておりますけれども、そのところの認識をしっかりと持っていないと、県民税がふえたというふう言うのではなく、個人税は減っているところをしっかりとつかんでいただかないと、個人所得は減っている、じゃあ、どうしたら対応できるかというところで、ぜひそれを考えていただきたいと思っています。ですので、先ほどの収入未済額の不能欠損、個人県民税、個人のほうが67.6%で滞納整理をしたと言っているんですけども、このところも、本質的なところを見ていただかないと、見誤ったところへ行くんじゃないかなと思っています。

(職員数の削減等について)

また違う話ですけども、不用額の一番大きいところは、総務の中でいきますと、やはり人件費、給与を削減したからだと思うんですけども、歳出減の中で主要な

ものとして、ここで、説明の中でも、職員の削減と、それから、給与の削減ということがありました。そこでお伺いします。昨年は職員の人数は何人減ったのか。給与の減というのは、ここで結局幾ら減ったということなんですか。

原間総務部次長 全体ですか。警察官とかを含めてですか。

小越委員 それでもいいです。

原間総務部次長 今、すぐに数字が出てまいりませんので、ちょっと時間をいただきたいと思いません。申しわけありません。

小越委員 じゃ、知事部局で構いませんので。全部ひっくるめると、また所管が違くと……。昨年の歳出減の主な理由が職員の削減と給与の削減というふうにお聞きしているの、どの程度かということをお聞きしたいと思っています。

その中で、職員は減っているし、給与も減っているんですけども、時間外労働の給与の分はどのくらいふえているのかお伺いしたいと思っています。昨年の時間外労働、知事部局で構いませんので、平均何時間でしょうか。

原間総務部次長 昨年の知事部局の職員1人当たりの月平均ということでとらえさせていただきますと、本庁、出先を通じまして、平均で9.7時間ということでございます。

小越委員 それを金額に直すと幾らになるかわかりませんかでしょうか。

原間総務部次長 こちらは知事部局と行政委員会等を含めての決算数字ということで、6億4,200万円余でございます。

小越委員 たしか、さっきのところではいきますと、不用額の給与のところは6億近くあったような気がして。そうしますと、時間外で払った分と相殺されて、結局同じではないかなと思うんですけども、この9.7時間というのは、月の平均9.7ですけども、全部の平均ですので、もっと長い方の職場もあると思うんですけども、一番長い場合の方は平均何時間ですか。部署とかであれば、どのぐらいですか。

原間総務部次長 昨年度の勤務実績ということで、最高は本庁の財政課でございます。1人当たりの月平均で71時間という数字と承知しております。

小越委員 71時間は平均ですので、多い人はもっとあると思います。80時間を超えると過労死ラインです。そういうふうに言われております。過労死をするようなことを県庁でやっているのはいかなものかと思うんですけども、もう少し、じゃ、有給休暇の消化率。多分20日で、持ち越すと40日あると思うんですけども、有給休暇の消化率はどのくらいでしょうか。

原間総務部次長 これも、済みません、知事部局ということでお答えをさせていただきます。平成22年の実績といたしまして、平均で11.2日ということでございます。

小越委員 11.2というのは、分母を20日にしても半分ですよ。平均ですから、とっていない人はもっととっていないわけです。分母を40日、持ち越し分も含めると、ほとんど半分も消化していないということになります。さっきの時間外に6億払っているのであれば、給与も含めて、それは人をふやしたほうが、もっと仕事の効率

も上がりますし、皆さんの健康状態もよくなると思っています。

それで、お伺いしたいんですけれども、去年は病欠でお休みされている方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

田中職員厚生課長 平成22年度長期病欠、それから、一部勤務に制限をかける、養護措置といいますけれども、この職員は、平成22年度で70名でございます。

石井委員長 小越委員に申し上げます。決算の審査にかかわらない事項が多くなってきています。

小越委員 決算の審査をしておりますので。決算の、去年の話をしています。

そうしますと、去年の職員の削減の数がわからないとおっしゃったんですけれども、職員の数も減っていて、時間外労働もふえて、病欠者もたくさんいるという中では、どうやったら業務の改善をできるようにお考えなんでしょうか。去年はこのような状況で、職員の皆さんの過重負担がかなりあったと思うんですけれども、それに対して手立ては何かあったのでしょうか。

原間総務部次長 時間外勤務の縮減といいますのは、職員の健康管理とか、仕事と生活との調和、いわゆるワークライフバランスなどの観点から、県庁全体として取り組むべき重要な課題という認識は十分に持っております。このため、これまでにも、所属間や職員間の業務量の調整といったものに配慮をしつつ、完全定時退庁日の設定とか、早出遅出勤務制度の活用などに取り組んでまいっております。

さらに、定員適正化計画に基づく職員の削減を進める中で、事務事業の見直しにも取り組んでおまして、例えば平成22年度につきましても、行政評価の結果、見直しの必要性ありとなった事業、188の事業につきましても、廃止、統合、実施方法の変更などを実施したところでございます。

小越委員 私、やはり職員をふやす立場でいかないと、時間外労働がもっとふえていくと思います。そうしますと、時間外労働の手当の経費ももっとのしていきます。それよりも、職員の数をふやして、そして、健康に留意するような、80時間を超えるような、過労死ラインを超えるような、そんな残業時間を野放しにすることはよくないと思いますので、職員をふやすという立場でぜひ検討してもらいたいと思います。

(県債について)

前島委員 それでは、総務部長、県の総括的な面で、県債について所見をちょっと聞かせてもらいたい。あとは、意見書を通じて、公債比率の意見交換をさせていただきたいと思っています。

県債の発行額の22年度決算の状況、950億、21年の前年の対比からすると、21億円ぐらいの発行額が減って、0.2%の努力の跡は見られるんだけど、その内訳は、臨時財政対策債が543億、一般単独債が122億、そして、一般公共が101億、こういう状況になっています。全体のほうも、県債の残高は1兆3,333億円になっている。内訳は、一般会計が9,842億、それから、特別会計が468億、企業会計が22億余万円等々となっている。

聞きたいところは、あなたが山梨県に出向していただいて、今、出向者ですけれども、山梨県の第三者の立場に立って、この山梨県の県債の状況、将来の健全化に向かっての課題、そういうことを含めて、県債発行額の950億円ですね。22年度の現状の中一番心配するのは、県の償還元金の719億余万円を常に上回らなきゃならない。そういう今の深刻な状況なんですね。このことについて、このままい

くと、公債、県債の償還ということについては、なかなか健全化を含めて容易ではないと私は見ているわけだけれど、総務部長は本庁から出向されて、地方自治体の山梨の現状、この公債の分野だけちょっと所見を聞かせてもらいたいと思っています。

田中総務部長

ただいまの御質問にお答え申し上げます。本県の県債状況については、今、委員から御指摘いただいたような状況があるわけですが、これまでの平成19年度から22年度までの4年間で、臨財債を除いた通常の県債等について、行革大綱で目標を定めて、削減に取り組んできたわけですが、この削減の数字につきましては、私、冒頭説明申し上げましたので、目標を上回る達成をしているわけですが。

しかしながら、償還がこれから大丈夫なのかという御質問をいただいているわけですが、私は、確かに全国的な平均を見たときに、まだ本県の県債の残高というのはやはり比較的高いなという感想を持っておりますが、この4年間、平成19年度から22年度の間におけます県債残高の取り組みというのはやはり着実に効果が出てきているんじゃないかなと思っております。

それは具体的に申し上げますと、実質公債費比率につきましては、しばらく上がっていく傾向にございますが、現時点での推計をしますと、知事から本会議でも御答弁申し上げましたが、平成28年度に17%台の半ばには到達いたしますが、その後はピークアウトしていく推計になっております。そういうことを考えますと、現時点におきましては、これは全国的に見たときに、決して油断できない数字であると思っておりますが、これまでの取り組み、あるいは、今回の第2期チャレンジ山梨行動計画の中で掲げております取り組みを着実に進めていけば、しっかり県債残高についても管理できる水準であると考えております。以上でございます。

(職員数の削減について)

原間総務部次長

済みません、先ほど小越委員のほうからお尋ねがございました職員数の削減の関係でございますが、知事部局とかそういう区分けではなくて、一般行政部門とかという区分けでございますけれども、4月1日対比ということで、対前年比で168人の減となっております。一番大きな部門としては教育部門で、マイナスの122人ということでございます。以上でございます。

その他

- ・ 出納局、議会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び人事委員会事務局については、経常経費のみであるため、執行部からの説明は省略する扱いとした。
- ・ 各会計の決算状況に対する意見がある場合は、「決算特別委員会審査意見書」の様式により11月1日までに提出し、11月10日及び16日開催予定の総括審査では、当日の意見とあわせて審査することとした。

以 上

決算特別委員長 石井 脩徳